

経営改善などに繋がる取り組みに関する

補助金のご案内

実施例

経営改善計画遂行に向けた取り組み、商品の販売促進の取り組みなど

展示会出展、ブース造作費、新聞折込、チラシ作成、ホームページ作成、集客増加を目指す事務所等の修繕経費、備品等の購入経費

省エネルギー対策等のコストダウン対策に関する取り組み

作業効率を大幅に向上させる機器導入や省エネ効果のある機器等への更新等

その他、創業時に係る取り組み、事業趣旨に合致した取り組み等

項目		対象	補助率	補助上限	
経営改善型	業務改善に繋がる工夫を凝らした事業など ※別途専門家派遣も可能 (30万円を加算可能。ただし、専門家派遣のみの実施したときは30万円が補助限度額)	中小企業等	小規模企業	3分の2	200,000円
		中小企業	2分の1	300,000円	
		中小企業を構成員とする団体等	3分の2	200,000円	
		商店街団体	3分の2	200,000円	
起業支援型	雇用を伴う創業(創業5年目までを対象)、第二創業に関する取組など	創業予定者、中小企業等	3分の2	200,000円	
対象事業者	木津川市内に事業所(団体)等を有する下記の中小企業等及び商店街団体 ※令和元年度、中小企業知恵の経営ステップアップ事業を実施した企業は対象外				
事業実施期間	交付決定日～令和2年12月31日(木) (4/1から着手分可(着手届が必要)、但し支払済みは不可)				
要件	中小企業応援隊員(経営支援員)の支援を受けること等				
募集期間	受付期間: 令和2年4月1日(水)～令和2年4月30日(木)				
審査会	申請いただいた後、審査会で採択の適否の判断をさせていただきます。 第1回審査会は令和2年5月1日(金)にさせていただきます。				
その他	※補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年会計年度終了後20日以内に、報告書を知事に提出する必要があります。				

※応募には経営支援員の伴走支援が必要です。
まずは木津川市商工会経営支援員にご相談下さい。

【問合せ先】

本 所:0774-72-3801 加茂支所:0774-76-2970 山城支所:0774-86-3157